

報告対応のフローチャート

▼安心安全相談窓口



問題発生

S.C.P. Japan
メンバー



被害者本人・被害者以外の人

内部対応を求める場合

- 団体の安心・安全相談窓口を利用
(<https://scpjapan.com/safeguarding-report-form>)
- 団体の担当者へ直接連絡
(report@scpjapan.com)

外部対応を求める場合

- 緊急度低
 - ① 法務省子どもの人権110番 (0120-007-110)
※受付：平日8:30~17:15
 - ② 居住地の市町村窓口
※受付：自治体窓口の受付時間による

子ども用
窓口

- 緊急度高
居住地の児童相談所へ通告/警察へ通報
※24時間365日対応

1. 報告受付

- 報告・相談の受付
- 子どもの安全確認・緊急性の判断
- 倫理規定に基づきSG事案となるか否か確認

セーフガーディング接触
可能性あり

セーフガーディング接触しない/
別対応すべき案件/問合せ・相談など

2. 内部協議

通報
窓口
対応
チーム

- 子どもと関係者の安全再確認
- 調査の対象となるか、検討するための情報確認
※専門家と連携しながら検討

- 相談者へのフィードバック
- 他の手続等紹介
- 記録

外部連携

3. 調査

調査
チーム

- 第三者からなる調査チームを設置し、調査スケジュールを決め、以下の流れで調査実施
 - ① 調査通知→② 被害者の聴取(意向確認)→③ 関係者の聴取→④ 加害者の聴取
- ※聴取と並行して客観的証拠の収集を行う

- パートナー機関
- 弁護士
- 警察
- 福祉サービス
- 医療機関

嫌疑対象者が
内部関係者の場合

嫌疑対象者が
パートナー機関の場合

4. 処遇判断

調査
チーム
&
理事会

- 以下の流れで適正手続を行う
 - ① 事実認定後、根拠となる規定や法律を用いて処分を検討
 - ② 嫌疑対象者の弁明機会の付与
 - ③ 処分結果の通知と公表

パートナー
管轄部署

- 人事的対応協議
- 記録
- 改善策の確認、調整

5. 事後対応

調査
チーム
&
理事会

- 当事者(被害者・通告者)へのフィードバック
- 必要な支援検討(カウンセリング、職務執行上の配慮等)
- 教訓の抽出及び再発防止/記録の保管